徳島県告示第５４５号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第１項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和８年10月30日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

１　禁止に係る特定猟具の種類

銃器

２　特定猟具使用禁止区域の名称、区域、面積及び存続期間

名称	区域	面積	存続期間
中山特定猟具使用禁止区域	名東郡佐那河内村の一般国道４３８号と県道勝浦佐那河内線との交点を起点とし、同所から同県道を東に進み県道小松島佐那河内線との交点に至り、同所から県道勝浦佐那河内線を南西に進み村道明見谷線との交点に至り、同所から同村道を西に進み村道明見谷平尾線との交点に至り、同所から同村道を西及び北東に進み村道中央線との交点に至り、同所から同村道を西及び北に進み村道谷内線との交点に至り、同所から同村道を北に進み村道南浦線との交点に至り、同所から同村道を北西に進み一般国道４３８号との交点に至り、同所から同国道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	４５０ヘクタール	令和８年11月１日から令和13年10月31日まで
渋野・多家良特定猟具使用禁止区域	徳島市丈六町の市道丈六・渋野線と県道新浜勝浦線との交点を起点とし、同所から同県道を南に進み市道甫毛ノ脇・名護線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道多家良中央線との交点に至り、同所から同市道を西に進み梅ノ木谷との交点に至り、同所から同谷を南西に上り稜線に至り、同所から同稜線を北に進み四等三角点池谷（標高141.7メートル）に至り、同所から金谷川支流を西に下り市道多家良西・中央線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道八多・多家良線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道神南・金谷西線との交点に至り、同所から同市道を北に進み県道小松島佐那河内線との交点に至り、同所から同県道を東に進み天神橋に至り、同所から同橋を北へ渡り左折し私道を進み天神社に至り、同神社横の歩道を北に進み車道に至り、同所から同車道を東に進み市道多家良・渋野線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み県道八多法花線との交点に至り、同所から同県道を北に進み市道丈六・渋野線との交点に至り、同所から	４４０ヘクタール	同

	同市道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		
松茂・笹木野特定猟具使用禁止区域	板野郡松茂町笹木野の一般国道28号と町道松茂15号線との交点を起点とし、同所から同町道を南東に進み町道笹木野12号線との交点に至り、同所から同町道を南西及び南東に進み町道松茂４号線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み町道豊岡31号線との交点に至り、同所から同町道を北西及び北東に進み町道豊岡30号線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道豊岡28号線との交点に至り、同所から同町道を南東及び北東に進み徳島飛行場南側場外道路との交点に至り、同所から同場外道路を東に進み町道豊岡37号線との交点に至り、同所から同町道を東及び南に進み県道古川長原港線との交点に至り、同所から同県道を北に進み県道鳴門徳島自転車道線との交点に至り、同所から同県道を東及び南に進み町道豊岡12号線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み県道古川長原港線との交点に至り、同所から同県道を北に進み町道松茂18号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み県道長原港線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み一般国道28号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	１３５ヘクタール	同
高原特定猟具使用禁止区域	名西郡石井町高原の県道板野川島線と町道高原１０９号線との交点を起点とし、同所から同町道を南西に進み町道高原４号線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道高原１０５号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み町道高原３号線との交点に至り、同所から同町道を北に進み県道板野川島線との交点に至り、同所から同県道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	50ヘクタール	同
那東特定猟具使用禁止区域	板野郡板野町羅漢の県道石井引田線と県道鳴門池田線との交点を起点とし、同所から同県道を東に進み町道３６０号線との交点に至り、同所から同町道を南及び南東に進み眼鏡橋を渡り黒谷川右岸に至り、同所から同右岸を西に進み泉福寺谷川右岸との交点に至り、同所から同右岸を西に進み県道石井引田線との交点に至り、同所から同県道を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	38ヘクタール	同
大麻南特定猟具使用禁止区域	板野郡藍住町江ノ口の鳴門藍住大橋南詰を起点とし、同所から旧吉野川南岸を西に進み檜橋南詰を経て町道53号線の川端橋南詰に至り、同所から同橋を北に進み旧吉野川北岸に至り、同所から同北岸を東に進み県道檜藍住線に至り、同所から同県道を北に進み市道檜北中央橋線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道津慈板東橋線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道板東南中央２号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道板東藍住線との交点に至り、同所から同市道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	１３７ヘクタール	同
瀬戸特定猟具使用禁止区域	鳴門市瀬戸町の瀬戸小学校（休校）北角を起点とし、同所から市道堂浦学道線を西に進み市道日出堂浦線との交点に至り、同所から同市道を西に進み県道亀浦港櫛木線との交点に至り、同所から同県道を北に進み市道日出線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み防波堤との交点に至り	１３０ヘクタール	同

	、同所から稜線を北東に進み鳴門ゴルフ場との境界に至り、同所から同境界を南東に進み通称大谷に至り、同所から瀬戸橋南詰との見通し線を南西に進み同南詰に至り、同所から県道亀浦港櫛木線を南東に進み小鳴門新橋と県道瀬戸港線との交点に至り、同所から同県道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		
桑野特定猟具使用禁止区域	阿南市橘町の一般国道１９５号と一般国道55号の分岐点を起点とし、同所から同国道を南西に進み県道阿南相生線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み県道羽ノ浦福井線との交点に至り、同所から同県道を北に進み一般国道１９５号との交点に至り、同所から同国道を北東及び南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	５６５ヘクタール	同
小勝島特定猟具使用禁止区域	阿南市福井町の忠次郎岬を起点とし、同所から稜線を西南西に進み四国電力送配電送電線との交点に至り、同所から同送電線を北北東に進み県道小勝島公園線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み小勝島の環境整備公社橘処分場西側の汀線との交点に至り、同所から同汀線を小勝島の時計回り方向に進み通称鹿首に至り、同所から揚炭桟橋先端との見通し線を南に進み同先端に至り、同所から於越岬との見通し線を南西に進み同岬に至り、同所から忠次郎岬との見通し線を西北西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	３００ヘクタール	同
美馬特定猟具使用禁止区域	美馬市と三好市との境界線と県道鳴門池田線との交点を起点とし、同所から同県道を東に進み中野谷川との交点に至り、同所から同川を北東に上り徳島自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を東に進み市道美馬６号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み県道美馬塩江線との交点に至り、同所から同県道を東に進み市道脇町４２８号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み野村谷川（中八橋）との交点に至り、同所から同川を南に下り吉野川中州上にある美馬市とつるぎ町との境界線に至り、同所から同境界線を西に進み美馬市と三好市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	1,180ヘクタール	同
半田特定猟具使用禁止区域	美馬郡つるぎ町半田の一般国道１９２号と一般国道４３８号と県道半田貞光線との交点を起点とし、同所から同県道を南東及び西に進み町道東山病院上線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道天皇北線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道天皇逢坂北線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道下竹天皇線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道上ノ原線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道上ノ原東南線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道王子谷長瀬線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み農道吉野川中部二期線との交点に至り、同所から同農道を西に進み鹿老渡橋北岸の県道上蓮小野線との交点に至り、同所	２４７ヘクタール	同

	から同県道を南に進み鹿老渡橋南岸の町道鹿老渡木ノ内線との交点に至り、同所から同町道を北に進み県道蔭名小野線との交点に至り、同所から同県道を北に進み半田川（半田橋）との交点に至り、同所から同川を北に下り県道半田貞光線（高橋）との交点に至り、同所から同県道を西に進み一般国道192号との交点に至り、同所から同国道を西に進みつるぎ町と東みよし町との境界線に至り、同所から同境界線を北に進みつるぎ町と三好市との境界線に至り、同所から同境界線を東に進みつるぎ町と美馬市との境界線に至り、同所から同境界線を東に進み一般国道438号の美馬橋との交点に至り、同所から同国道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		
花園特定猟具使用禁止区域	三好市三野町花園の県道勝浦三野線と徳島自動車道との交点を起点とし、同所から同自動車道を南西に進み市道花園川又線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道花園北谷線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道花園線との交点に至り、同所から同市道を北に進み県道勝浦三野線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	55ヘクタール	同
南谷特定猟具使用禁止区域	三好市池田町南谷の市道南谷線と県道三縄停車場黒沢線との交点を起点とし、同所から同県道を北に進み市道大川北線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道大川線との交点に至り、同所から同市道を南西及び東に進み林道池田漆川線との交点に至り、同所から同林道を南に進み県道大利辻線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道漆川線分岐１号支線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道漆川線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道南谷線との交点に至り、同所から同市道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	56ヘクタール	同
平特定猟具使用禁止区域	三好市山城町上名の県道上名西宇線上にある津屋トンネルを起点とし、同所から同県道を西に進み内石谷川との交点に至り、同所から同川を北に上り林道中内線との交点に至り、同所から同林道を西に進み林道小川平線との交点に至り、同所から同林道を約1,200メートル東に進み稜線に至り、同所から同稜線を南東に進み市道平中央線のヘアピンカーブに至り、更に同稜線を南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	１３５ヘクタール	同
台特定猟具使用禁止区域	三好郡東みよし町足代の県道鳴門池田線と黒川原谷川との交点を起点とし、同所から同川を北に上り町道西台線に通ずる堰堤との交点に至り、同所から同堰堤を東に進み町道西台線との交点に至り、同所から同町道を東に進み町道宮谷線との交点に至り、同所から同町道を東に進み町道伊月谷線に通ずる歩道との交点に至り、同所から同歩道を東に進み町道伊月谷線との交点に至り、同所から同町道を南に進み県道鳴門池田線との交点に至り、同所から同県道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	63ヘクタール	同